

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 27 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第35号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（条例第2条第3号の規則で定める者）</u> <u>第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u> <u>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの支給を受けている者</u> <u>(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第3条第2項の規定による支給（学校給食費に関するものに限る。）を受けている者</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u>	
<u>第3条</u> [略]	<u>第2条</u> [略]
<u>第4条</u> [略]	<u>第3条</u> [略]
<u>第5条</u> [略]	<u>第4条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
<u>第8条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
<u>第9条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]

(学校給食費の徴収に関する特例)

- 2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「407円」とあるのは「317円」と、「387円」とあるのは「314円」と、「445円」とあるのは「355円」とする。

別表第1 (第3条、第5条関係)

[略]

別表第2 (第4条関係)

区分	一食当たりの額
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>333円</u>
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>407円</u>
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>407円</u>
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒(小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。)並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>387円</u>
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。)並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>445円</u>

備考 [略]

(学校給食費の徴収に関する特例)

- 2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「313円」とあるのは「260円」と、「381円」とあるのは「317円」と、「367円」とあるのは「314円」と、「419円」とあるのは「355円」とする。

別表第1 (第2条、第4条関係)

[略]

別表第2 (第3条関係)

区分	一食当たりの額
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>313円</u>
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>381円</u>
中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>381円</u>
特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒(小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。)並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>367円</u>
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。)並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	<u>419円</u>

備考 [略]

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する

る条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に提供された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。